

令和7年度

第5回 定期 監査 報告書

(監査実施期間：令和7年11月21日～令和8年2月12日)

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

なし

《指導事項》

- 1 契約事務 (デジタル推進課、鹿島区地域振興課)

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和8年2月26日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
復興企画部	被災者支援課、デジタル推進課
健康福祉部	スポーツ推進課
小高区	地域振興課、市民総合サービス課
鹿島区	地域振興課、市民総合サービス課

3 監査の範囲

令和7年4月から令和7年10月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているのか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適切な時期に適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	<ul style="list-style-type: none"> (1) 契約締結手続（発注伺、契約締結伺、負担行為、監督、検査）は適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は地方自治法施行令、地方公営企業法施行令に規定されている理由に該当し適切な理由となっているか。 (8) 決裁処理について誤りがないか。
監	資産等の管理	<ul style="list-style-type: none"> (1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	理外歳入歳出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。 (2) 納入の遅れはないか。 (3) 払出の時期は適切か。 (4) 収支残高は正しいか。
行政	主要事業等の進捗確認	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性は定まっているか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか（DX含む）。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査はできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和7年11月21日～令和8年2月12日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和8年1月27日(火)	被災者支援課	監査委員事務局
	鹿島区地域振興課	鹿島区役所
	鹿島区市民総合サービス課	
令和8年1月28日(水)	小高区地域振興課	小高区役所
	小高区市民総合サービス課	
	デジタル推進課	監査委員事務局
	スポーツ推進課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指摘事項 》

なし

《 指 導 事 項 》

1 契約事務

各種随意契約事務において、根拠資料となる見積書に不備が確認されたもの。

(デジタル推進課、鹿島区地域振興課)

2課で随意契約を行っているもののうち13の契約について、契約締結伺いに見積書が添付されていないもの、見積書に日付が記載されていないもの、見積書の日付が発注伺いの日付よりも前になっているもの、見積書に支社名が記載されていないもの、見積書の社名が誤っているもの、見積書に代表者名が記載されていないもの等の不備が確認されました。見積書は契約の申し込みとしての性格を有しており、契約相手方の決定・見積価格の適否を検討し、契約価格を決定するための重要な資料です。見積書の管理・取扱いには十分に注意を払ってください。

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの